

特定(介護予防)福祉用具販売 重要事項説明書

第1条 (事業所の概要)

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1. 事業所名 | 有限会社フクダ ハッピースマイル |
| 2. 所在地 | 愛媛県伊予郡砥部町千足1番地24 |
| 3. TEL | 089-904-1045(緊急時も含む) |
| 4. FAX | 089-962-7850 |
| 5. 管理者 | 1名(専門相談員兼務) |
| 6. 専門相談員 | 2名(内1名管理者兼務) |
| 7. 事業者番号 | 3873500957 |
| 8. 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 9. 営業時間 | 午前9時～午後6時 |
| 10. 休業日 | 土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日～16日、12月28日～1月4日 |
| 11. 実施地域 | 松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町 |

第2条 (特定福祉用具販売の提供方法、内容及び販売料金等)

- 特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法及び内容は次の通りとし、特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売料金の額は、カタログによるものとし、当該(介護予防)特定福祉用具販売が法定代理受領サービスである場合は、原則として料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 専門相談員は特定(介護予防)福祉用具の販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき特定(介護予防)福祉用具の機能、使用方法、料金等に関する情報を提供する。
- 特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定(介護予防)福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状態に応じて特定(介護予防)福祉用具の調整、使用方法の指導を行う。
- 通常の事業実施以外の地域で行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費等は受領いたしません。
- 特定(介護予防)福祉用具の搬入の日時・場所は利用者又は利用者の家族等と相談し、決定します。
- 取扱種目は①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分、⑥固定用スロープ(可搬型を除く)、⑦歩行器(歩行車を除く)
⑧歩行補助つえ(松葉づえを除く)

購入品目

メーカー名	品目	金額(税込)

第3条 (苦情処理)

1. 提供した特定(介護予防)福祉用具販売に関する利用者又は利用者の家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対処する為に、担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は利用者の家族に説明を致します。
2. 事業所窓口　日時　　月曜日～金曜日　　午前9時～午後6時
電話　　089—904—1045
担当　　福田　　亮
3. 行政関係窓口
①関係市町介護保険担当課
②国民健康保険団体連合会　　089—968—8800

第4条 (事故発生時の対応)

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰するべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、三井住友海上火災保険(株)の賠償責任保険に加入しています。

第5条 (秘密の保持)

1. 事業所は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者及び利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。
4. 事業所は、利用者及び利用者の家族からサービス提供記録の提示を求められた場合は、これを開示します。

